

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

当社は、グローバル化する経営環境の中で、健全な企業活動を通じて持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図ることが、株主、お客様、取引先等ステークホルダーの利益に適うものであると認識しております。そのため、経営の効率性と透明性の確保、経営監督機能の強化が重要であるとの認識のもと、コーポレートガバナンス体制の構築・改善に努めております。

(2) 基本方針

- 1) 株主の権利・平等性の確保に努めます。
- 2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- 3) 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- 4) 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- 5) 株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則1-2- 【株主総会における権利行使】

当社の株主構成における機関投資家株主比率および外国法人等株主比率はともに相対的に低いことから、現在、議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳は行っておりません。今後は、機関投資家、海外投資家の比率等の推移を踏まえて、議決権行使プラットフォームの利用や英訳を検討してまいります。

補充原則3-1- 【情報開示の充実】

当社では、英語版ホームページを通じて、財務情報等を開示しております。当社の外国法人等株主比率は6%未満であることから、株主総会招集通知等の英語での開示・提供は行っておりませんが、これについては、今後の株主構成の変動等を注視し、必要に応じて検討してまいります。

補充原則4-1- 【取締役会の役割・責務(1)】

当社では、現時点で、最高経営責任者等の後継者に関する具体的な計画は有しておりませんが、経営陣幹部を支える管理職の育成は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な課題であると認識しております。ついでに、組織の持続的成長と発展の牽引役を担う次世代幹部の育成・選抜を目的に、中間管理職の従業員を対象として、外部コンサルティング会社を利用した長期研修プログラムを実施しております。

取締役会は、中長期的な企業価値向上に向けた次世代幹部の育成計画の運用状況等を適切に監督しております。

補充原則4-3- 【取締役会の役割・責務(3)】

CEOの選任については、社外取締役・監査役の意見を踏まえて、人格、見識、能力、経験、成果等を総合的に評価し、取締役会において決定しております。

補充原則4-3- 【取締役会の役割・責務(3)】

CEOの解任については、中期経営計画に定めた目標値に対する成果等を総合的に評価し、社外取締役・監査役の意見を踏まえ、取締役会において決定致します。

補充原則4-10- 【任意の仕組みの活用】

当社は、取締役および執行役員の報酬等の決定に際して、その決定プロセスにおける公正性の確保と透明性の向上を目的に、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が過半数以上を占める報酬諮問委員会を設置し、報酬の決定に関する方針、報酬案の審議・答申を行っております。なお、取締役の指名にかかる事項を検討するための任意の諮問委員会は設置ありませんが、取締役会構成メンバー7名の内、3名は独立社外取締役であり、更に取締役会には2名の独立社外監査役を含む3名の監査役も参加することから、指名などの重要な事項には、これらの独立社外役員から独立した客観的な立場に基づく適切な関与・助言を得ております。

原則4-11 【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会の構成については取締役7名のうち独立社外取締役が3名あり、社外役員の割合が全体の40%以上となっております。現在、女性もしくは外国人の取締役は選任しておりませんが、取締役はそれぞれ、当社の経営課題への対応に必要な資質と多様性を備えており、取締役会はその役割・責務の実効性を確保できる体制であると考えております。なお、中国子会社(現地法人)の総経理(中国人)1名を執行役員として選任しております。また、監査役については、財務・会計、法務に関する十分な知見を有している者を各々1名選任しております。

補充原則4-11- 【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では、現在、取締役会評価は実施しておりません。取締役会の機能の向上を図るため、今後、取締役会全体の実効性について分析・評価および開示を行うことを検討してまいります。

原則5-2 【経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期経営計画(5ヵ年)を策定しております。同計画において、最終年度における経営目標として営業利益率5%以上および株主資本利益

率(ROE)8%以上等の経営指標を定め、既存事業の付加価値の創出・最適化、新規事業の育成、経営基盤の強化を目指すこととしております。当該中期経営計画の実行性を検証しながら、自社の資本コストを的確に把握し開示する方向で検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1-4 【政策保有株式】

当社は、企業価値向上に向けて、戦略上重要な協業および取引関係の維持発展が認められる場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。なお、保有株式について毎年取締役会で議論し、保有意義の薄れた株式については、当該企業の状況を勘案したうえで段階的に売却を進めます。

議決権の行使にあたっては、十分な情報収集のうえ、政策保有先の長期的な企業価値の向上に資するように行使します。政策保有先の業績等の長期低迷や組織再編が株主価値を大きく毀損し、または政策保有先に重大なコンプライアンス違反等が発生した場合には、代表者及び担当役員等の選任議案に反対票を投じます。

原則1-7 【関連当事者間の取引】

取締役による自己取引及び利益相反取引は、取締役会規程に基づき、取締役会の決議を要することとしております。なお、毎年、全役員を対象に、関連当事者取引について調査表による確認を実施しております。

原則2-6 【企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、厚生年金基金から制度移行した全国印刷製本包装機械企業年金基金を通じて、以下の通り企業年金の積立金の運用を行っております。

企業年金基金に対して、現時点では当社から直接代議員は選出しておりませんが、代議員選出にあたっては人材の専門性・経験・資質等を十分考慮して投票に当たっております。また、運用状況の確認は、年度毎に決算および事業報告ならびに定期的に年金資産の運用について事務局から報告を受けております。なお、月次の運用状況等は企業年金基金のホームページにて逐次確認しております。さらに、企業年金基金の業務や運用状況について疑義がある場合は、書面による確認を行います。

原則3-1 【情報開示の充実】

以下()～()の通りです。

()企業理念については当社ホームページで開示しております。また、2025年11月期を最終年度とする中期経営計画を策定し、その中で企業理念や経営戦略について明示し、2021年1月27日にプレスリリースしております。また、定期的に行う投資家向け説明会にて進捗状況等について発表しております。

()本報告書の「1-1.基本的な考え方」に記載しております。

()当社の取締役(社外取締役を除く)報酬制度は、役位、職責、貢献度、業績等に応じたものであること、また当社のめざす業績水準(中期経営計画など)の実現に向けた企業価値向上に必要な人材の確保および成長意欲を喚起する競争力のある報酬制度であることを基本方針としております。上記基本方針に基づき、取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬(賞与)、株式報酬で構成されております。なお、社外取締役の報酬については、基本報酬のみとしています。取締役の報酬の決定に際して取締役会は、独立社外取締役が過半数で構成されている報酬諮問委員会の審議・答申を受け、代表取締役の協議に一任しております。

取締役会は、執行役員の報酬に係る事項についても独立社外取締役が過半数で構成されている報酬諮問委員会の審議・答申を受け、報酬の決定を代表取締役の協議に一任しております。

()経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補の指名については、人格、見識、能力、経験、成果等を総合的に検討し、代表取締役社長が原案を作成して、独立社外取締役を含む取締役会で決定しております。なお、監査役候補の指名については、監査役会の同意を得た後、取締役会に上呈しております。

経営陣幹部の解任については、法令および社内諸規程を踏まえ、独立社外取締役を含む取締役会において決定しております。

()経営陣幹部の選解任については、事業報告に記載することとしております。

また、取締役・監査役候補の指名については、株主総会参考書類に個々の候補者の選任・指名についての説明を記載することとしております。

補充原則4-1- 【取締役会の役割・責務(1)】

当社は、法令または定款で定められた事項を含む経営上の重要事項については、取締役会の決議・報告を要することとし、取締役会規程により、決議事項および報告事項を具体的に定めております。また、経営陣に権限委譲する事項については、職務権限規程により、その責任範囲を分掌事項ごとに明確に定めております。

原則4-9 【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがない者で、当社の経営に対し、適切な助言と客観的な立場からの監督が期待できる者を独立社外取締役候補者として選定しております。

補充原則4-11- 【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、営業部門、管理部門および経営企画部門に知識・経験・能力を有する担当取締役と、監督機能を十分発揮する立場の独立社外取締役で構成するようにしております。

選任手続きについては、独立社外取締役を含む取締役会で審議し、株主総会で決定しております。なお、取締役候補者については、株主総会参考書類に個々の候補者の選任理由について記載しております。

補充原則4-11- 【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在、当社の社外取締役・社外監査役を含めた取締役・監査役10名のうち、他の上場会社役員の兼任は、独立社外監査役の1名が当社とは取引関係のないマザーズ上場企業1社の社外取締役および東証一部上場企業1社の社外監査役を兼任しているのみで、社外監査役としての役割・責務を適切に果たすうえで合理的な範囲にとどまっております。なお、常勤取締役の他会社役員の兼任は、取締役会付議事項としております。また、当社の取締役・監査役の兼任状況につきましては、毎年、株主総会招集通知・有価証券報告書にて開示しております。

補充原則4-11- 【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では、現在、取締役会評価は実施しておりません。取締役会の機能の向上を図るため、今後、取締役会全体の実効性について分析・評価および開示を行うことを検討してまいります。

補充原則4-14- 【取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役・監査役に対しては、役員勉強会を定期的に開催し、取締役・監査役の役割と責務(法的責任を含む)、財務状況・収益構造等について、担当取締役が説明を行っております。また、取締役・監査役が業務を遂行するうえで必要となる知識の習得及び適切な情報の更新を図るため、外部講師によるセミナー(費用会社負担)を活用しております。

原則5-1 【株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主を重要なステークホルダーと認識しており、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、合理的な範囲で前向きに対応しております。株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針については、補充原則5-1 の通りであります。

補充原則5-1- 【株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下の通りであります。

- () 株主との対話全般については、総務部長、経理部長兼経営企画部長が統括しております。
- () 株主との対話を補助するための社内関係部門との連携については、IR担当部署である総務部が統括しております。
- () 株主との個別面談以外の対話の手段としては、ホームページのIRサイトの運営および株主通信の送付等が挙げられます。また、2019年2月、2020年2月に投資家向けIR説明会を実施しております。なお、2021年2月の投資家及び株主向けの決算説明会につきましては動画配信をしております。配信内容には決算報告や当社の経営方針、2021年1月に策定致しました中期経営計画について説明を行っております。今後も適宜開催または動画配信をまいります。
- () 株主との対話において把握された株主の意見等につきましては、適宜、取締役会や経営会議に報告し、社内で情報共有を図っております。
- () 株主との対話に際してのインサイダー情報の管理に関しては、「内部者取引防止規程」に基づき、適切に対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
竹内 猛	915,000	6.07
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	906,300	6.02
岡三オンライン証券株式会社	540,600	3.59
株式会社三菱UFJ銀行	505,920	3.36
関西チューブ株式会社	485,000	3.22
共同印刷株式会社	432,900	2.87
株式会社アルミネ	391,000	2.60
村永 八千代	371,576	2.47
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	371,000	2.46
由利 和久	350,276	2.32

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

上記大株主の状況は、2021年5月31日時点のものです。
 当社は、自己株式を4,287,328株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 割合は、発行済株式総数(19,354,596株)より自己株式(4,287,328株)を控除して計算しております。
 割合は、小数点第3位以下四捨五入入しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮本 康廣	他の会社の出身者											
荒井 敏明	他の会社の出身者											
中尾 光成	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮本 康廣	○	——	同氏は、他の会社で取締役として経営に関与された経験があり、かつ、産業機械業界に精通しており、その実績・見識は高く評価されています。また、当社の社外取締役として経営の重要事項の決定に際し、適切な意見を述べるなど業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。今後も引き続き当社の経営に関与していただきたく社外取締役といたしました。 同氏は、当社との間には資本関係、取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから、同氏を東京証券取引所の独立役員として届け出ております。

荒井 敏明	○	——	同氏は、海外経験、特に当社の重要事業基盤である中国ビジネスに深い見識と実績を有しております。また、他の会社で取締役として経営に関与された経験があり、その実績・見識は高く評価されております。また、当社の社外取締役として経営の重要事項の決定に際し、適切な意見を述べるなど業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。今後も引き続き当社の経営に関与していただきたく社外取締役といたしました。 同氏は、当社との間には資本関係、取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから、同氏を東京証券取引所の独立役員として届け出ております。
中尾 光成	○	——	同氏は、他の会社で取締役として経営に関与された経験があり、その実績・見識は高く評価されております。現在は、自らも代表取締役として会社経営に携わっております。また、当社の社外取締役として経営の重要事項の決定に際し、適切な意見を述べるなど業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただいております。今後も引き続き当社の経営に関与していただきたく社外取締役といたしました。 同氏は、NKRパートナーズ株式会社代表取締役であります。兼職先と当社との間には取引関係はありません。また、同氏は当社との間には資本関係、取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないことから、同氏を東京証券取引所の独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取 締役

補足説明

2020年6月30日開催の取締役会決議を経て、取締役会の任意の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。本委員会は取締役5名(うち独立社外取締役3名)で構成されており、独立社外取締役が過半数を占めております。本委員会において取締役および執行役員の報酬に係る事項を審議のうえ取締役会に答申することで、決定プロセスの公正性および透明性を確保しコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。

委員長:代表取締役社長池谷壽繁、委員:代表取締役会長張能徳博、社外取締役宮本康廣、社外取締役荒井敏明、社外取締役中尾光成

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

後述、「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりです。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石川 剛	弁護士													
豊島 絵	公認会計士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川 剛	○	——	同氏は、弁護士として専門的知見と豊富な経験を有しております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役といたしました。 同氏は、桜田通り総合法律事務所シニアパートナー、インパクトホールディングス株式会社社外取締役および株式会社建設技術研究所社外監査役であります。各兼職先と当社との間には取引関係はありません。また、同氏と当社との間には資本関係・取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
豊島 絵	○	——	同氏は、公認会計士・税理士としての専門的知見と豊富な経験を有しております。現在は、自らも代表取締役として会社経営に携わっており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役といたしました。 同氏は、税理士法人TM総合会計事務所代表社員、株式会社TMS代表取締役、みさき監査法人代表社員、上海豊矩管理諮詢有限公司董事長および台湾豊矩管理諮詢有限公司董事長であります。当社と各兼職先の間には取引関係はありません。また、同氏と当社との間には資本関係・取引関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たしている社外取締役および社外監査役全員を独立役員として届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬である基本報酬、業績に応じて変動する業績連動報酬(賞与)及び株式報酬によって構成されております。

当社は、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(社外取締役を除く)に譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

開示条件に該当する取締役はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(社外取締役を除く)報酬制度は、役位、職責、貢献度、業績等に応じたものであること、また当社のめざす業績水準(中期経営計画など)の実現に向けた企業価値向上に必要な人材の確保および成長意欲を喚起する競争力のある報酬制度であることを基本方針としております。

社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であるため基本報酬のみとしています。

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬である基本報酬、業績に応じて変動する業績連動報酬(賞与)及び株式報酬によって構成されております。

基本報酬は、外部専門機関の調査に基づく他社水準(同規模等のベンチマーク対象企業群)の報酬水準を参考にその職位等の役割に応じて決定しております。

業績連動報酬(賞与)は、単年度の連結営業利益に基づき短期業績連動報酬(賞与)として支給します。なお、その総額については、連結営業利益の5.0%以内とし個別の配分については、その役位、職責、貢献度などに応じて配分いたします。

株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、従来の報酬枠と別枠で譲渡制限付株式を付与いたします。なお、譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額は年間30百万円以内としております。また、個別の配分額については、その役位、職責、貢献度、業績等に応じて決定していたします。

報酬の構成比率は、以下のとおりです。

基本報酬:業績連動報酬:株式報酬=7:2:1

当社は、役員の報酬等の決定に際して、その決定プロセスにおける公正性の確保と透明性の向上を目的に、取締役会の諮問機関として独立社外取締役が過半数以上を占める報酬諮問委員会を設置し、報酬の決定に関する方針、報酬案の審議・答申を行っております。

取締役会は、報酬諮問委員会の審議・答申を受け、報酬の決定を代表取締役の協議に一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の連絡調整役は、総務部が対応しております。取締役会の議題を事前に連絡しており、その他の案件については必要に応じて適宜個別に説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

コーポレート・ガバナンス体制の概要

【取締役、取締役会、および執行役員】

- ・取締役7名(うち社外取締役3名)から成る取締役会を設置しております。取締役会は、原則月1回開催し、経営方針をはじめ法令・定款・取締役会規程に定められた事項や経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ・2007年2月の定時株主総会の承認決議では、取締役会運営の機動性確保の観点から、取締役会の書面決議を可能とする定款変更を行っております。また、2003年2月の定時株主総会の承認決議では、取締役の任期中における責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。
- ・経営の意思決定機能と業務執行機能を分離して役割と責任を明確化し、それぞれの機能を強化するため、2010年2月24日の取締役会の決議により執行役員制度を導入しております。

【経営会議】

- ・当社は、執行役員(中国子会社(現地法人)の総経理(中国人)を含む)および各部門長が出席をする経営会議を原則週1回開催しております。取締役会決議事項、その他経営上の重要事項等について審議・決定するとともに、各部門から報告を受けております。

【社外取締役・監査役会議】

- ・当社は、社外取締役3名、社外監査役2名および常勤監査役1名で構成する「社外取締役・監査役会議」を定期的に開催しております。本会議では、社外取締役が、情報収集力の強化を図るとともに監査役と情報を共有し連携しております。

【報酬諮問委員会】

2020年6月30日開催の取締役会決議を経て、取締役会の任意の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。本委員会は取締役5名(うち独立社外取締役3名)で構成されており、独立社外取締役が過半数を占めております。本委員会において取締役および執行役員の報酬に係る事項を審議のうえ取締役会に答申することで、決定プロセスの公正性および透明性を確保しコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。

【監査役、監査役会、および内部監査体制】

- ・監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む監査役3名から成る監査役会を設置しております。各監査役は、監査役会で決定した監査方針および監査計画に基づいて監査を行っております。また、取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役または使用人から職務の執行状況の報告・説明を受けるとともに、それぞれの知見に基づいた提言を行っております。原則月1回開催される監査役会では、これらの情報の共有化、および経営の執行状況についての意見交換を行っており、取締役の職務について、法令・定款に適合しているか、善管注意義務・忠実義務違反がないかなどを監査しております。
 - ・内部監査は、内部監査室が、監査計画に基づいて、独立した立場から当社およびグループ各社の法令遵守状況、不正・不祥事の有無、リスク管理体制の整備運用状況および内部統制システムの有効性・適正性について監査を実施し改善提案等を行っております。
 - ・監査役と会計監査人とは、会計監査にかかるプロセス、監査上重要な会計項目、財務諸表の監査結果、内部統制の整備・運用状況等について報告を受け、また意見交換を実施しております。また、常勤監査役と内部監査室とは監査業務において常に連携をとっており、常勤監査役は必要に応じて内部監査に同行しております。このように、監査役・会計監査人・内部監査室の三者間の連携体制ができており、適切に機能しております。
- 監査役の選任状況等の内容については、1の監査役関係に記載のとおりです。

【会計監査】

- ・会計監査については、東陽監査法人と監査契約を締結しております。
 - ・会計監査人は、会社法監査、金融商品取引法監査を実施しております。
 - ・第45期事業年度は、東陽監査法人に所属する公認会計士の菊地康夫氏、三浦貴司氏、猿渡裕子氏が会計監査業務を執行しました。いずれも継続監査年数は7年を超えておりません。
- なお、会計監査業務にかかる補助者は公認会計士およびその他計13名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会が取締役の職務の執行を監督し、監査役会が取締役の職務の執行を監査するという体制をとっております。また、取締役のうち3名、監査役のうち2名はともに独立性の高い社外取締役、社外監査役を選任しており、客観的・中立的意見を経営に反映する仕組みを構築しております。この企業統治体制により意思決定の透明性が確保され、経営監督機能が発揮できていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使が可能となっております。議決権行使期間中は、議決権行使の状況が確認できる体制を整備しております。
その他	当社は11月決算ということもあり、株主総会に出席しやすい状況にあります。個人株主の株主総会への出席も比較的容易で、議決権行使状況も円滑です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2019年2月、2020年2月に投資家向けIR説明会を実施しております。なお、2021年2月の投資家および株主向けの決算説明会につきましては動画配信をしております。配信内容には決算報告や当社の経営方針、2021年1月に策定致しました中期経営計画について説明を行っております。今後も適宜開催または動画配信をしてまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://www.altech.co.jp)にIR専用ページを設け、決算短信、事業報告書、四半期報告書、有価証券報告書、営業のご報告、株主総会招集ご通知、その他東京証券取引所にて開示している適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては、総務部にて担当しております。また、適時開示については経理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、法令に則り、お客様・取引先・株主等ステークホルダーに有用である情報を適時適切に開示することを基本方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- a. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社グループの取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程等を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、その周知徹底を図る。
 - ・代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・整備を行う。
 - ・「社内通報規程」に基づき、コンプライアンス等に係る通報または相談の受付窓口として、社内及び社外に「アルテック・ホットライン」を設置し運営する。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応する。
- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役会議事録・経営会議事録・決裁書等、当社の取締役の職務の執行に係る重要文書は、「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- c. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「リスク管理規程」に基づき、当社グループの事業遂行上の様々なリスクについて、リスクの識別・分類・分析・評価を行うことにより、損失発生の未然防止に努める。
 - ・リスク管理の統括主管部門は、リスクの分析・評価結果を踏まえて、経営会議及び取締役会にリスク管理状況及びリスク管理体制を報告・付議し、承認を得る。
 - ・危機が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき当社に危機対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を図る。
- d. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、取締役会の決議事項及び報告事項(グループ各社に関する重要事項を含む)として定められた事項について審議する。また、「経営会議規程」に基づき、経営会議を原則として週1回開催し、取締役会付議事項に係る事前審議等を行う。
 - ・執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、迅速かつ効率的な経営を推進する。
 - ・「職務権限規程」に基づき、取締役及び各職位の職務と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。
- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む)
 - ・「関係会社管理規程」に基づき、関係会社管理の主管部門を設置するとともに、グループ各社には経営上及び業務上の重要事項について当社への申請・報告を義務付ける。
 - ・原則として、法令の範囲内で当社の取締役或いは使用人がグループ各社の役員を兼務することにより、グループ各社の経営・業務執行状況の監督を行う。
 - ・内部監査室は、当社及びグループ各社の法令遵守及び業務全般にわたる内部統制の有効性等を監査し、その結果を代表取締役に報告する。
 - ・監査役は、連結経営の視点を踏まえて当社及びグループ各社の監視・監査を行い、必要に応じて提言・助言を行う。
- f. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人の中から補助者を選任するものとする。
 - ・監査役は、その職務を補助すべき使用人の人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行う。
 - ・監査役は、その職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役の当該使用人に対する指揮命令権や当該使用人の人事評価等について、監査役の意見を尊重する。
 - ・監査役は、その職務を補助すべき使用人が、その職務を遂行するに当たっては、監査役の指揮・命令のみに従う。
 - ・監査役は、その職務を補助すべき使用人が、その職務を遂行するに当たっては、調査権限・情報収集権限のほか、必要に応じて監査役の代理として会議へ出席する権限を与える。
- g. 当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人は、監査役に速やかに下記の事項を報告する。
 - ・取締役または使用人の行為が、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正、または法令・定款違反等。
 - ・「アルテック・ホットライン」を利用して通報のあった事項。
 - ・当社及びグループ各社における重要な決定事項、月次報告、業務執行状況、重大な訴訟の提起等。
 - ・内部監査室が実施した内部監査の結果に基づく指導事項等。
 - ・監査役に報告を行った取締役及び使用人が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
- h. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換を行う体制とする。
 - ・監査役は取締役会のほか、重要な会議へ出席し必要に応じて意見を述べる事ができる。また、決裁書等の重要書類の閲覧を通じて会社の経営全般の状況を常時把握できる体制とする。
 - ・監査役は、会計監査人、子会社監査役、内部監査室等と連携し、情報の交換を緊密に行い、監査の効率化と質的向上を図る。
 - ・監査役は、独自に意見形成するために必要と判断するときは、自らの判断で外部法律事務所、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。
- i. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用の支払いを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記1. a.の記載のとおりとなります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示の基本方針

- 1) 当社は、お客様・取引先・株主等ステークホルダーに当社の企業価値を適正に評価していただくため、かつ経営の透明性を確保するため、適時適切な情報開示に取り組んでまいります。
- 2) 会社法、金融商品取引法および東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」や「有価証券上場規程施行規則」等に則り、開示義務とされる情報を開示いたします。また、開示義務でない情報であってもステークホルダーにとって有用と判断したものについては、積極的に開示いたします。
- 3) ステークホルダーの判断に大きな影響を及ぼすと考えられる決定事実、発生事実などの情報の開示は迅速に行うとともに、ステークホルダーに公平に伝達されるよう努めます。
- 4) 開示情報の内容については、正確性、明瞭性、継続性を重視いたします。
- 5) 開示した情報に対するステークホルダーからの声を社内で共有し、適切に経営に反映させるよう努めます。

2. 適時開示に係る社内体制

当社の開示までのプロセスは次のようになっております。

1) 会社情報の集約

「決定事実」

取締役会(原則として毎月1回開催)・経営会議(原則として毎週1回開催)で決定した事項について、情報取扱責任者は開示を検討する。

「決算に関する情報」

- ・通期および四半期の決算短信等は、経理部が資料を作成する。
- ・情報管理責任者を通じて代表取締役へ報告され、経理担当役員が経営会議・取締役会で説明する。

「発生事実」

- ・発生事実の発信者が直接に、または発信者から情報を受領した事業部長が情報管理責任者へ報告する。
- ・情報管理責任者は情報の重要性を判断した上で、代表取締役に報告する。
- ・経営会議・取締役会への付議事項と判断した場合は、直近の会議の議題とし、対策を検討する。

子会社の「決定事実」「決算に関する情報」「発生事実」

- ・当社「関係会社管理規程」に則り、派遣取締役または各法人の代表取締役が関係会社管理を担当する経理部へ報告する。
- ・経理部は、情報を整理し、重要度・緊急度の高いものから順に情報管理責任者に報告する。
- ・情報管理責任者は情報の重要性を判断した上で、代表取締役に報告する。
- ・経営会議・取締役会への付議事項と判断した場合は、直近の会議の議題とし、対策を検討する。

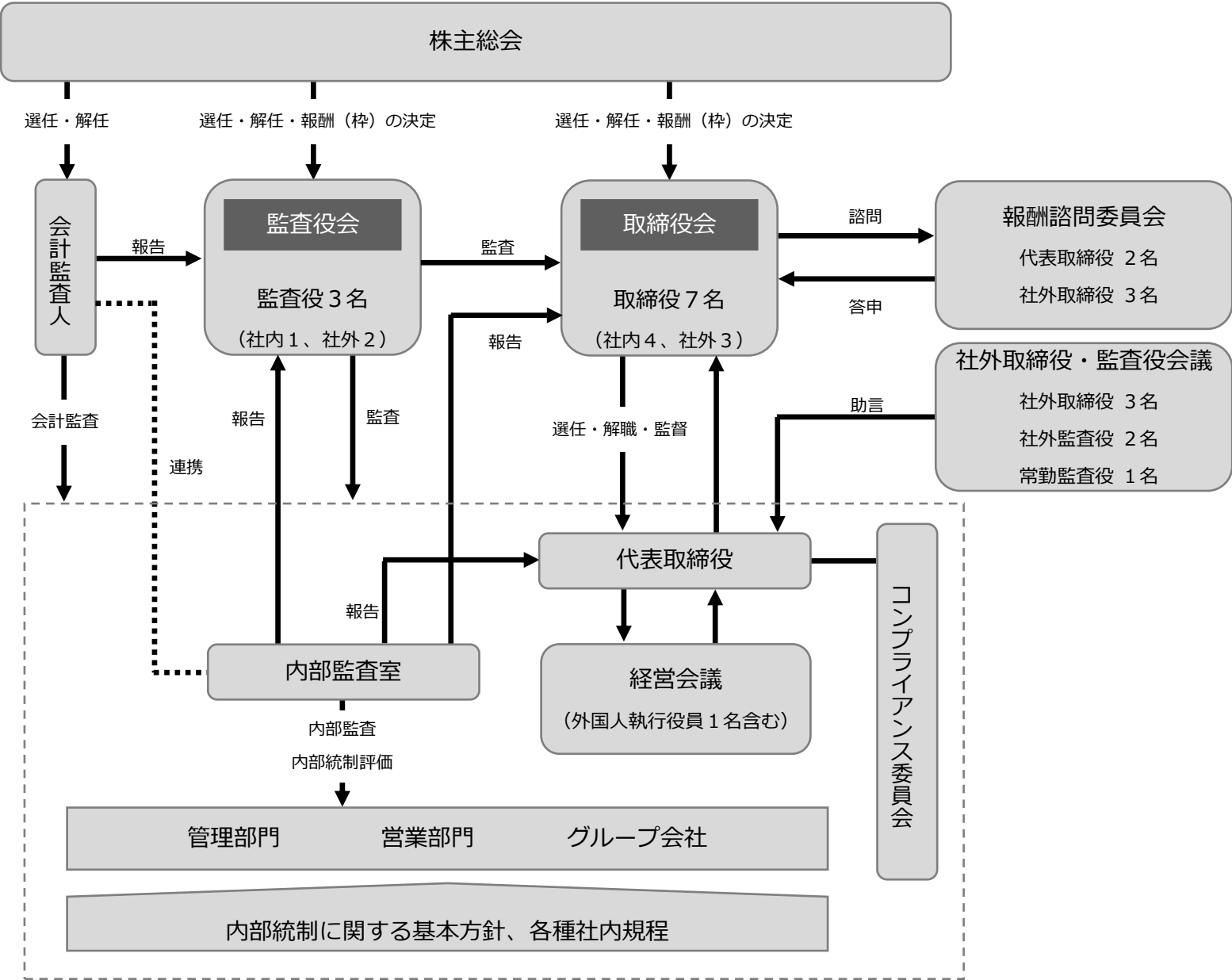
2) 開示の要否の検討

- ・「決算に関する情報」については、経理部が開示内容を決定する。
- ・「決定事実」「発生事実」については、経理部が、東証の開示要件に該当するかを検討する。また、該当しない場合でも、ステークホルダーにとって有用な情報かどうかの観点から、開示を検討する。
- ・開示の検討や開示文案作成にあたり、外部専門家(会計監査人、弁護士等)に確認や助言を求めることもある。

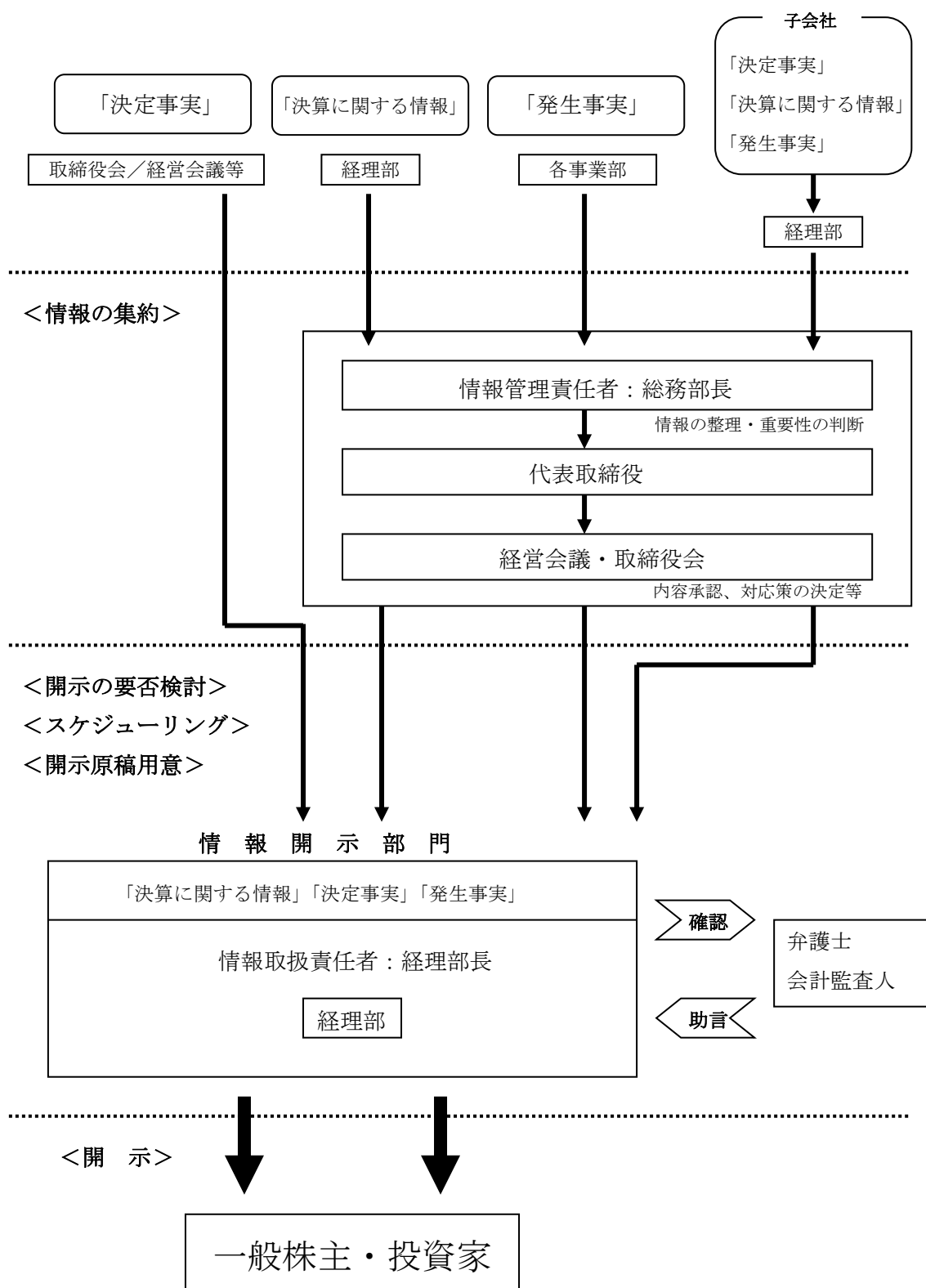
3) 開示手続

・経理部は情報取扱責任者から「決算に関する情報」「決定事実」「発生事実」についての開示の指示を受け、東証への開示手続き(TDnet、Target、記者クラブへの資料投函)を行う。

(コーポレート・ガバナンス体制)



(適時開示体制)



- ・ 東証への適時開示 (TDnet, Target, 記者クラブへの資料投函等)
- ・ 当社 HP への掲載
- ・ 他メディア 取材対応等